

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

		担当課	健康増進課	検索番号	10-2
法令名	児童福祉法	根拠条項	第20条第1項		
許認可等	療育の給付				
(根拠規定)					
第20条 都道府県は、結核にかかっている児童に対し、療養に併せて学習の援助を行うため、これを病院に入院させて療育の給付を行うことができる。					
(許認可等の基準)					
結核児療育給付事業実施要領(平成11年11月5日付け健第1861号愛媛県保健福祉部長通知)					
第3 結核児療育給付					
療育給付については、法、児童福祉法施行規則、昭和36年8月9日児発第826号厚生省児童局長通知「結核にかかっている児童に対する療育の給付について」(以下「局長通知」という。)及び児童福祉法施行細則(昭和35年愛媛県規則第29号)により行うものとするが、給付対象者、給付の種類及び申請等は次のとおりとする。					
1 給付の対象となる児童					
療育給付の対象となる児童(以下「受療者」という。)は、結核児であって、その治療に特に長期間を有するもので、医師が入院を必要と認めた者から選定するものとする。					
2 給付の種類					
(1) 療育給付は次のとおりとし、結核児が入院した場合に限って行われ、通院治療の給付は行わないものとする。					
ア 医療にかかる療育の給付(以下「医療給付」という。)					
イ 学習及び療養生活に必要な物品の支給(以下「療育物品の支給」という。)					
(2) 医療給付は次のとおりであり、すべて法第20条により指定された療育機関(以下「指定療育機関」という。)に委託して行う。					
ア 診察					
イ 薬剤又は治療材料の支給					
ウ 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術					
エ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護					
オ 移送					
(3) 医療給付は、原則として結核の治療に限られるが、結核に起因する疾病又は結核の治療に支障をきたす疾病を併発している場合は、この治療を給付対象とする。					
(4) 骨関節の結核にかかっている児で、将来機能障害を残すおそれの多いものについては、適時に適切な理学療法等を行うよう考慮し、症状が固定し、身体に機能障害が残ったため長期の機能訓練、職能訓練を必要と認めた場合には、症状に応じて、肢体不自由児施設入所等の措置をとるものとする。					
(5) 学習に必要な物品(以下「学習用品」という。)の支給は、学校教育法に基づく義務教育課程在籍者に限るものとする。また、その範囲は、直接学校で使用される教科書、ノート等通常の学習用品のほか、これに伴う予習、復習に必要なものも含むものとし、支給にあたっては、指定療育機関または学校関係者の意見を聞くものとするが、母子保健衛生費国庫負担金及び結核児童療養費国庫負担に係る国の通知に定める基準額の範囲内の給付を行うものとする。					
(6) 療養生活に必要な物品(以下「日用品」という。)の範囲は、児童の生活指導に必要な月刊雑誌、子ども新聞、教養図書、手工(芸)材料、がん具等のほか必要に応じて身の回り品、下着等を含むものとし、支給にあたっては、指定療育機関の看護師等の意見を聞くものとするが、上記(5)同様の範囲内の給付を行うものとする。					